

●規程改正の概要

要 旨	当機構における組織の実態及び勤務実態に鑑み、職員給与規程の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 職員給与規程</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 級別標準職務表(別表5)の改正 ・組織の実態に応じ、「総臨床工学技士長」を設置する。</p> <p>(2) 管理職手当支給区分表(別表14)の改正 ・「総臨床工学技士長」の支給区分を追加する。</p> <p>(3) 会計年度任用職員就業規則制定に伴う規程の整備 臨時職員等就業規則に規定していた手当相当分を会計年度任用職員制度移行後も支給する必要があるため、次のとおり規定する。</p> <p>①「特殊管理業務手当」の改正 ○支給対象者の追加 中央病院に勤務する会計年度任用職員のうち、医師事務作業補助者の統括等を行う業務に従事した職員に対して支給する。</p> <p>○支給額 1月につき5,000円 (令和2年度総支給額(見込)24万円)</p> <p>②「病棟クランク業務従事手当」の新設 中央病院に勤務する職員が、臨時職員等就業規則に規定していた病棟クランク業務に従事したときに支給する。 ただし、「別表5級別標準職務表」の事務職給料表級別標準職務表又は技能労務職給料表級別標準職務表の適用を受ける者には支給しない。</p> <p>○支給額 従事した日1日につき500円 (令和2年度総支給額(見込)156万円)</p> <p>(4) その他 規程の整備</p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

職員給与規程 新旧対照表 (令和2年4月1日施行)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第27条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に定める職員及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に定める職員を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 略</p> <p>十三 病棟クランク業務従事手当</p> <p>3～5 略</p> <p>6 級別標準職務表の事務職給料表級別標準職務表又は技能労務職給料表級別標準職務表の適用を受ける者には、病棟クランク業務従事手当支給しない。</p> <p>(特殊管理業務手当)</p> <p>第51条の6 特殊管理業務手当は、医療職給料表（二）の適用</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第27条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則第1条に定める臨時職員等及び地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則第1条に定める非常勤嘱託等を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(特殊管理業務手当)</p> <p>第51条の6 特殊管理業務手当は、医療職給料表（二）の適用</p>

を受ける職員が課の運営管理等の業務、又は中央病院に勤務する事務職給料表1級の適用を受ける職員が医師事務作業補助者の統括等を行う業務に従事したときに、理事長が特に困難と認める者に対して支給する。

2 前項の手当の額は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員には1月につき20,000円、事務職給料表1級の適用を受ける職員には1月につき5,000円とする。

(病棟クラーク業務従事手当)

第51条の8 病棟クラーク業務従事手当は、中央病院に勤務する職員が、病棟のクラークが行う業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その業務に従事した日1日につき500円とする。

別表5 級別標準職務表(第7条関係)

一～二 略

三 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、総臨床工学技士長、薬剤管理幹、放射線管理幹又は臨

を受ける職員が課の運営管理等の業務

に従事したときに、理事長が特に困難と認める者に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき20,000円と

別表5 級別標準職務表(第7条関係)

一～二 略

三 医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、薬剤管理幹、放射線管理幹又は臨

床検査管理幹の職務
2～5 略
略

四～六 略

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	略	
	臨床検査管理幹	八種（七種）
	総臨床工学技士長	八種（七種）
北病院	略	
北病院	略	

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

床検査管理幹の職務
2～5 略
略

四～六 略

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	略	
	臨床検査管理幹	八種（七種）
	略	
北病院	略	

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分